

# 新座市立大和田小学校 P T A 規約

## 新座市立大和田小学校PTA規約

### <名称および所在地>

第1条 本会の名称は、新座市立大和田小学校PTAとし、事務所を新座市立大和田小学校におく。

### <目的>

第2条 本会は、大和田小学校、家庭、地域と協力して、児童の健全な成長と児童福祉の充実につとめることを目的とする。

### <方針>

第3条 本会は、前述の目的を達成するため、次の方針に基づいて活動する。

1. 大和田小学校の教育方針を理解し、学校教育に協力する。
2. 営利を目的とせず、宗教的、政治的活動を目的とする団体、個人又は事業と関係をもたない。
3. 自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配、干渉、統制も受けない。
4. 児童および青少年の福祉のために活動する他の社会的諸団体および機関と協力する。
5. 大和田小学校の管理や人事に干渉しない。

### <活動>

第4条 本会は、上記第2条の目的を達成するため、大和田小学校と協力し次の活動を行う。

1. 学校教育に対する理解と協力。
2. 児童の福利・厚生・安全環境の整備および、向上。
3. 家庭、地域、学校の連携による教育活動の促進。
4. 会員相互の教養の向上と親睦の増進。
5. その他、目的を達成するために必要な活動。

第5条 本会の活動は、原則として総会や運営委員会で協議決定された事項に基づき、会員からボランティアを募って実施する。  
すべてのボランティア活動は、会員相互の支え合いによって成り立つ。

### <会員>

第6条

1. 本会の会員になることができるのは、大和田小学校に在籍する児童の父母、またはこれに代わる者（以下「保護者」という）、および常勤の教職員（以下「教職員」という）とする。
2. 本会に入会する者は、本会の求める方法にて入会の意思を表示する。
3. 本会を退会する者は、規定の方法にて退会の意思を表示する。  
ただし、第1項に定める会員資格を喪失することにより退会する場合は、この限りではない。

### <本部 及び 監査>

第7条 本会に本部をおく。本部は、会員相互の支え合いによる活動が潤滑に行われるようつとめる。  
必要に応じて会議を開き、本会の 運営方針、議案、企画および予算案等の会務について話し合う。

第8条	本部のスタッフ 及び	任務は、次のとおりとする。
	会長	1名 本会を代表し、会務を統括する。
	外会長	1名 本会を代表し、学校外の活動に従事する。
	副会長	4名 会長を補佐し、会長不在の場合には会長代理をつとめる。
	監事	2名 会務の遂行に従事する。
	会計	2名 会計にあたる。

1. 会長を除くスタッフの人数は諸事情に応じて、増減することができる。
2. スタッフは、監査を兼ねることはできない。

第9条 本会に監査を2名おく。  
監査は、本会の収支について監査を行い、総会および運営委員会で監査報告をする。

第10条 本部スタッフ及び監査の任期は1年とし、再任は2回限りとする。  
ただし、本人の意思に基づくすべての役職への就任を妨げない。

第11条 スタッフ及び監査は、全家庭からの推薦等により本会が翌年度の候補者を選考し、総会において決定する。  
欠員が生じた場合は、運営委員会の承認を得て補充することができる。  
ただし、その任期は残任期間とする。

## <会議>

第12条 本会の会議は次の通りとする。

1. 会議の種類とその任務

### (1) 総会

総会は、本会の最高議決機関で、定期総会（毎年1回定期開催）と臨時総会とし、委任状を含め2分の1以上の出席をもって成立する。

また、総会は次の事項を審議し、出席者（委任状を含む）の過半数をもって議決する。

- ① 予算と事業計画
- ② 決算と事業報告
- ③ 会則の変更
- ④ 役員を選出
- ⑤ その他必要と認める事項

### (2) 運営委員会

会長、副会長、監事、会計、校長、教頭で構成され、必要に応じて開催され、会の全般について審議し、運営にあたる。

また、監査、会員（保護者、教職員）は運営委員会に出席し、報告や意見を述べることができる。

2. 会議の運営

会議は会長の必要と認めるとき、または構成者の過半数の要求によって開催され、民主的に運営される。

学校長は、すべての会議に参加し意見を述べるることができる。

### <活動費>

第13条 本会の運営は全家庭からの活動費によることを本体とする。

### <会計年度>

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### 附則

第1条 本規約は、総会の決議によらなければ改廃することができない。

第2条 本規約は、令和5年1月25日より実施する。

## 新座市立大和田小学校PTA規定細則

### 1 活動費規定

(1) 大和田小学校に児童が通う全家庭は活動費を納入する。

なお、活動費の金額はその年度の活動内容によるものとし、変動する可能性があるものとする。

(2) 2学期就業日までの転出入に関し、活動費の集金・返金を行う。

### 附則

(1) 細則の変更は運営委員会承認とし、次回総会で報告する。

(2) 本細則は、令和5年1月25日より実施する。